

## 使用料・手数料の改定等

### 1 一般会計

#### (1) 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

#### (2) 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率1.5倍を限度として改定を行います。

#### (3) 対象条例等の数及び影響額

区 分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	7	0.9	0.9
料 額 の 新 設	3	0.0	0.1
合 計	10	0.9	1.0

(4) 主な改定等項目

① 料額を改定するもの

○ 都立公園の占用料

電柱（特別区・1本・月額）	1,146円 →	1,149円
標識（特別区・1本・月額）	819円 →	820円

○ 霊園施設の使用料

染井霊園	一般埋蔵施設（1㎡）	1,701,000円 →	1,704,000円
雑司ヶ谷霊園	短期収蔵施設（1箇所）	174,000円 →	154,000円
多磨霊園（遺骨）	樹林型合葬埋蔵施設（1体）	【新設】	91,000円

○ 海上公園の土地の使用料

晴海ふ頭公園（1㎡・月額）	1,155円 →	1,732円
春海橋公園（1㎡・月額）	1,140円 →	1,057円

② 料額を新たに設けるもの

○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの （工場等用途以外の非住宅部分・モデル建物法）		110,700円
--	--	----------